

# 菊鹿愛

学校教育目標(菊鹿小中学校)

「ふるさとを愛し、夢の実現に向けて  
挑戦し続ける児童生徒の育成」

菊鹿小スローガン

～学び合い つながり合い 菊鹿愛～

文責 校長 早田 宗生

## 心のきずなを深める月間

県教育委員会では毎年6月を「心のきずなを深める月間」として、学校・家庭・地域が連携し、児童同士だけでなく、児童と教職員、保護者や地域住民等との「心のきずな」を深め、いじめを許さない学校・学級づくりを目指した取組を実施しています。本校でも取り組んでいます。この期間のまとめとして、7月5日(火)に児童会が人権集会を計画しています。各学級では道徳や学活の時間を中心に「心のきずなを深める」取組を行うとともに、児童会が中心となった集会や標語づくりとその掲示をして、意識を更に高めていきます。

県の調査では、「いじめられたことを誰にも相談してない」児童生徒が3割を超えています。いじめ防止と共に「SOSの出し方」も教えていく必要があります。御家庭や地域では、子どもたちが「大切にされている」「人の役に立っている」という感覚を感じるような言葉かけや体験、スポーツ活動、

ボランティア活動等を通じて、感動を共有できる機会をつくっていただけるとありがたいです。また、子どものSOSを感じられたときは、学校にも情報提供をしていただきますようお願いいたします。

本校では「菊鹿小学校いじめ防止基本方針」を大幅に改訂しました。そのごく一部を裏面に紹介しています。全文は本校ホームページに掲載していますので御覧ください。



【うれしい言葉(二年生 城野 心君)】  
「だめだよ」  
児童で遊んでいると、だれかがぼくにいやなことをしました。その時、四年生が、「だめだよ」とちゅういをしてくれました。  
四年生は、かっこいいなあと思いました。

## 「学校へ行こう会」 「ふれあい教室」

## 再開しました

【御感想の一部】  
○みんな楽しく勉強をがんばっておられました。久しぶりに学校に入ることができ、楽しく見学できました。  
○タブレットを使用し低学年に教えるなど、新しい学校生活の一面も見られました。ありがとうございました。

中断していた「学校へ行こう会」「ふれあい教室」を、本年度は再開することとしました。ただ、感染拡大防止対策を講じながらの実施となります。

「学校へ行こう会」では、保護者の他にも祖父母の方々や地域の方々にもお越しいただき児童も張り切っていたようです。左に御感想の一部を紹介しておきます。

「ふれあい教室」については、学校の呼びかけや菊鹿公民館(児玉さん)の御尽力で協力者が揃い、実現できそうです。右の写真は、竹細工をしていただく湊上さん(深瀬)が早速準備されていたものを届けていただいたものです。皆さんのつながり合い、菊鹿愛に感謝です。ありがとうございます。当日は、保護者の皆さんもどうぞ御来校ください。



《ありがたい「変化」を感じました》前号で、「登校班(徒歩)登校及び「早寝・早起き・朝ごはん」のすすめ」を載せました。その後、ありがたいことに、歩道を覆っていたポンポン草がきれいに刈られていたり、地域の方からは「今日は子どもが歩いて通った」「途中から歩いてくるようになった」という声を聞いたりしました。朝の校門付近でも送りの車が減ったように感じています。これから雨の日も多いでしょうが、なるべく仲間と共に登校させてください。

# 山鹿市立菊鹿小学校いじめ防止基本方針《抜粋》

令和4年5月改訂

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

《抜粋》

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であるが、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておく必要がある。

そのため、本校教職員は、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、早期に学校組織として対応し、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組む。

(略)

## 2 いじめの定義

(いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条に則して)

本校児童に対して、本校に在籍している等、当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(略)

(略:法第22条規定の組織)

## 4 学校が取り組むこと

### (1) いじめを許さない学校・学級づくり《抜粋》

教職員が児童に寄り添い、「認め、ほめ、励まし、伸ばす」姿勢をもった上で、児童が主体となる「絆づくり」を教職員が適切に支援するとともに、教職員は児童の「居場所づくり」に努め、いじめを許さない学校・学級づくりを推進する。

その際、子どもの居場所づくり推進テーブルをもとに、学校の生徒指導体制を改善・充実させていく。

### (2) 家庭・地域との連携《抜粋》

いじめは、時として、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢で対応する。そのためにも、社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が欠かせない。

### (3) 教職員の資質向上(略)

## 5 いじめ及びその疑いのある事案が起こったとき

### (1) 事実確認と対応策検討《抜粋》

① いじめの情報があつた場合、いじめの行為を止めさせ、直ちに校長・教頭に報告する。

### (2) 事実確認(聞き取り)上の留意点《抜粋》

① 教育的愛情と毅然とした態度で対応し、確認と指導を区別し初期に憶測で動かない。

② いじめられた側・いじめた側とされる児童双方の思いをまずは傾聴する。

### (3) 事実確認後の対応《抜粋》

聞き取りをもとに直ちに企画委員会等を開き、対応策を立案し、検討の上で実施する。

① いじめを受けた児童に対して「必ず守り抜く」という姿勢を示し、安心感と信頼感を与える。

### (4) 解消及び再発防止へ向けた対応(略)

### (5) 児童等のケア(略)

## 6 重大事態及びその疑いのある事案が起こったとき

### (1) 基本的姿勢(略)

### (2) 発生報告(略)

### (3) 調査の実施(略)

### (4) 被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等(略)